

## 議案第 27 号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、平成31年3月31日をもって青森県市町村総合事務組合から南黒地方福祉事務組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更するものとする。

平成31年3月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

構成団体である南黒地方福祉事務組合が平成31年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

## 青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成19年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1並びに別表第2第8号の項中「、南黒地方福祉事務組合」を削る。

### 附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。